

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 県道道路維持工事（側溝清掃（無蓋））
の支出について 〕

令和8年6月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

第 1 監査の請求	1
1 請求人	
2 請求のあった日	
3 請求の要旨	
第 2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会	2
第 3 監査の実施	2
1 監査対象事項	
2 監査対象機関	
3 監査対象機関に対する監査の実施	
4 監査の執行者	
第 4 実施した監査の内容	2
1 本件工事の概要の把握	
2 監査対象機関の見解の聴取	
3 監査対象機関、証憑書類等から確認した事実	
第 5 本件請求に対する結論	8
第 6 意見	9
参考	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	11
2 関係法令等（抜粋）	32
3 契約書等（抜粋）	35
4 本件側溝清掃（無蓋）に係る関係資料	39
5 住民監査請求制度の概要	87

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、棄却することを決定した。

第1 監査の請求

1 請求人

個人

請求人代理人 弁護士

2 請求のあった日

令和8年3月30日（受付日）

3 請求の要旨

監査委員は請求の主張を以下のとおりと解した。（本件請求書は別添のとおり。）

- (1) 令和6年度に鳥取県（以下「県」という。）が発注した県道新見日南線外道路維持工事（8工区）の当初設計には、「側溝清掃（人力清掃工）無蓋」（以下「側溝清掃（無蓋）」という。）という工種は無かったが、変更後の最終設計には、「側溝清掃（無蓋）」が追加された。
- (2) 当該工事の受注者であるA社は、この側溝清掃（無蓋）を5,240m施工したとして、県から令和7年4月に、4,905,948円の支払いを受けた。
- (3) この側溝清掃（無蓋）には、以下の点で疑問があることから、側溝清掃（無蓋）5,240mの施工は架空と考えられ、その施工はせいぜい300mである。（約5kmは明らかな架空）
 - ① 過去10年の側溝清掃（無蓋）は、長くても1km程度である。
 - ② 令和6年度の4工区と6工区の道路維持工事には、このように長いものはない。
 - ③ 側溝清掃（無蓋）は、台風の後などに側溝が詰まった等を理由として施工する工事であり、令和7年3月にこれほどの長距離を施工する理由・必要はない。
 - ④ B社は、同年4月にA社が側溝から上げた土を片付けたが、その距離はせいぜい300mであった。
 - ⑤ 自治会が、毎年春と秋に町からお金をもらって側溝清掃をしている。
 - ⑥ 約1か月半かかる工事を3月に指示し、当初設計には無かった工事を設計変更で追加することはあり得ない。
- (4) 県は、支払うべきでない、支払う必要もない金額をA社に支払っている。これは法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当する。

また、支払うべきでない、支払う必要もない金額を支払ったので、若しくは、支払われたので、県はA社に、返還請求若しくは損害賠償請求をすべきであるが、それを行わないまま放置している。これは同法同項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当する。

よって、県がA社に対し、返還請求若しくは損害賠償請求をする措置を求める。

第2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会

提出された住民監査請求書の内容に不備が認められたため、令和8年4月3日付第4号及び同月15日付第12号により補正を求めたところ、請求人から同月13日及び21日（いずれも受付日）に補正書が提出された。

審査の結果、監査委員は、本件請求が法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理し、請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から本件の監査対象事項について、次の（1）及び（2）とした。

- (1) A社が令和7年3月に施工した県道新見日南線外道路維持工事（8工区）の側溝清掃（無蓋）5,240mの工事請負代金が架空請求であり、工事請負代金の支出が違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。
- (2) （1）が違法若しくは不当な公金の支出に当たる場合、県がA社に対し返還請求若しくは損害賠償請求を行っていないことが違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるかどうか。

2 監査対象機関

県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（以下「日野県土整備局」という。）

3 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、側溝清掃（無蓋）の施工状況を確認するため、監査対象機関への聞き取り、資料の確認及び現地調査による監査を実施した。

4 監査の執行者

監査委員 高務 裕子
監査委員 牧田 宗大
監査委員 山根 こころ
監査委員 伊藤 保

第4 実施した監査の内容

1 本件工事の概要の把握

工事名	県道新見日南線外道路維持工事（8工区）
請負業者名	A社
工事場所	日野郡日南町下石見外
全体工事内容	巡視・巡回工 一式 排水施設清掃工 一式 除草工 一式 応急処理工 一式

全体工事のうち側溝清掃（無蓋）の数量	施工延長 100m（当初契約）
	施工延長 5,240m（変更契約） 【施工対象路線（施工延長）】 ・新見日南線 (1,126m) ・上石見黒坂停車場線 (1,275m) ・花口下石見線 (1,508m) ・神戸ノ上新見線 (1,331m)
工期	令和6年4月1日から令和7年3月25日まで
請負代金額	20,570,000円（当初契約金額） 19,437,000円（最終契約金額） △1,133,000円（変更契約額（減額））
契約日	令和6年4月1日（当初契約） 令和7年3月24日（変更契約）
入札年月日	令和6年3月26日
着工年月日	令和6年4月1日
完成年月日	令和7年3月25日
完成検査年月日	令和7年3月27日
請負代金 支払状況	令和6年6月14日：8,220,000円（前金払） 令和7年4月25日：11,217,000円（完成払）

2 監査対象機関の見解の聴取

日野県土整備局の主張は、以下のとおりである。

(1) 施工の必要性及び指示について

側溝を適正な状態で管理するのは道路管理者の責務である。降雨や融雪に伴う路面の水が側溝を流れず道路にあふれ、それが原因で事故が発生すれば当然道路管理者の責任が問われるため、本来側溝清掃は随時実施するべきものである。

しかし、限られた予算の中で日々の維持管理業務や道路の陥没や倒木など突発的な事象に伴う事故を緊急回避するための作業への対応を優先せざるを得ない状況であり、延長が長い側溝清掃を指示することができないのが現状である。

令和6年度の当該工区では、これら前述の事案への対応が少なく令和7年1月の段階で予算に余裕があり、延長が長い側溝清掃の施工が予算的及び期間的にも実施可能であったことから、雨水等が路面へあふれることなく側溝内を適切に流れるよう、落葉・土砂の堆積が認められた区間について側溝清掃（無蓋）の施工を指示したものである。

(2) 指示の手続きについて

令和7年2月28日、県監督員（以下「監督員」という。）は、側溝清掃（無蓋）の施工延長を示す数量表（以下「数量表」という。）及び施工区間を示す図面（以下「図面」という。）をA社から提示され、側溝清掃（無蓋）の施工について協議をした。監督員は、協議時にA社から提示された数量表を受領した。（※）

監督員は、A社に工期内に側溝清掃（無蓋）の施工が完了できることを確認し、同

日、5,240mの側溝清掃（無蓋）の施工を口頭で指示した。

しかし、当該側溝清掃（無蓋）の施工は、緊急対応ではなく、計画的対応によるものであったことから、口頭ではなく、組織内での意思決定を経た上で、書面による指示が必要であった。

なお、特記仕様書では「指示は道路維持管理システムにより行う」と定めているが、日野県土整備局での実際の運用では、監督員が書面により指示を行っている。

今回の施工は工期末（工事完了）間際であったことから、変更設計書により書面指示を行うという考えで、組織内での意思決定を経ず、監督員の判断で口頭により指示を行っていたものである。変更設計書は、同年3月19日に双方が施工指示の内容を確認し、同月21日に日野県土整備局長が決裁している。

(※)・監査委員に対する当初の説明では、「監督員はA社から数量表及び図面を受領していない。」という内容であったが、「令和7年2月28日の協議時に受領していた。」と日野県土整備局から訂正があった。

(令和8年5月18日付第202600048779号日野県土整備局維持管理課長名文書)

・令和8年5月20日、「数量表は変更設計書に添付されていることを確認したが、図面の現物は確認できなかった。」と日野県土整備局から再度訂正があった。

(3) 請求人の主張について

① 過去10年の側溝清掃（無蓋）は、長くても1km程度である。

異議がある。

過去10年内では、2.5km前後や4km超の延長を実施した例がある。

② 令和6年度の4工区と6工区の道路維持工事には、このように長いものはない。相違ない。

③ 側溝清掃（無蓋）は、台風の後などに側溝が詰まった等を理由として施工する工事であり、令和7年3月にこれほどの長距離を施工する理由・必要は無い。

異議がある。

落葉・土砂の堆積状況や地元要望の状況、予算等を総合的に勘案し、監督員が必要と判断したものである。

④ B社は、同年4月にA社が側溝から上げた土を片付けたが、その距離はせいぜい300mであった。

異議がある。

B社が作業した距離は、A社が側溝清掃を行った区間の一部である。

⑤ 自治会が、毎年春と秋に町からお金をもらって側溝清掃をしている。

判断できない。

自治会が側溝清掃を行っている事実については確認していない。

⑥ 約1か月半かかる工事を3月に指示し、当初設計には無かった工事を設計変更で追加することはあり得ない。

異議がある。

A社からの提案を基に、監督員が工期内での施工が可能であることを確認の上、落葉・土砂の堆積状況等総合的に判断しA社に施工を指示したものである。

なお、日野県土整備局の試算では、労働日数は1人役で20.9日となり、1日に何名で作業するかにより工事日数は大きく異なる。

3 監査対象機関、証憑書類等から確認した事実

(1) 経緯

年月日	内容
令和6年3月6日	県が地域密着型総合評価競争入札にて調達公告
4月1日	県とA社が契約を締結
令和7年2月28日	監督員がA社と側溝清掃（無蓋）の施工について協議 監督員がA社に5,240mの側溝清掃（無蓋）の施工を口頭指示
3月17日～24日	A社が側溝清掃（無蓋）施工 ・17日、19日、21日、24日 計4日間施工
3月19日	監督員とA社で変更設計書に係る施工指示の内容を確認
3月21日	県が変更設計書を決裁 ・日野県土整備局長が、A社から提出された数量表及び令和7年3月分の作業集計表に基づき、5,240mの側溝清掃（無蓋）の施工を追加した変更設計書を決裁
3月24日	県が変更契約書を決裁 ・日野県土整備局建設総務課長が5,240mの側溝清掃（無蓋）の施工を追加した変更契約書を決裁 県とA社が変更契約書を締結
3月25日	A社が県に工事完成通知書を提出
3月27日	県米子工事検査事務所（以下「米子工事検査事務所」という。）が工事完成検査を実施（合格）

(2) 側溝清掃（無蓋）の施工指示について

当該工事の施工指示は、監督員がA社に口頭で指示をしたことを確認した。

なお、A社から日野県土整備局への協議及び監督員がA社に口頭で指示した事実について、道路維持管理システムへの登録又は書面では確認できなかった。

(3) 側溝清掃（無蓋）の施工完了について

A社の側溝清掃（無蓋）の施工完了報告は、道路維持管理システムへの登録では確認できなかった。

当該工事の施工完了の確認は、監督員が、令和7年3月24日、A社から電話で側溝清掃（無蓋）の施工完了報告を受け、同月27日、同社から提出された工事完成検査資料（書面）に添付されていた工事写真により行っていたことを確認した。

(4) 工事完成検査について

令和7年3月27日、米子工事検査事務所の検査員は本件工事全体の検査を行い、側溝清掃（無蓋）の施工状況については、当日選定をした花口下石見線の一部（52m）の現地を確認し、合格としたことを確認した。

(5) リスクアセスメントKY活動実施記録について

日野県土整備局を通じてA社から提出された「リスクアセスメントKY活動実施記録」により、施工日（令和7年3月17日、19日、21日及び24日）及び作業人数を確認した。

(6) 工事写真について

A社が日野県土整備局に提出した「工事写真」、「作業集計表に記載する施工日・場所」及び「リスクアセスメントKY活動実施記録」の日付が一致しないものがあったため、日野県土整備局に確認したところ、令和8年4月22日付第202600029796号及び同月30日付第202600035196号で日野県土整備局から工事写真の撮影日及び花口下石見線の施工日を修正した文書が提出された。

結果、鳥取県土木工事施工管理基準に定める写真管理基準に基づき撮影された10箇所の施工前後の工事写真により現地の状況を確認した。

対象路線ごとの施工日、作業人数、工事写真提出箇所

対象 路線	工事写真		作業集計表		リスクアセスメント KY活動実施記録	
	施工日	施工前後 撮影	施工日	施工延長	施工日	作業人数
上石見黒坂 停車場線	3月17日	3箇所 (※1)	3月17日	1,275m	3月17日	7名 (※2)
新見 日南線	3月19日	2箇所	3月19日	1,126m	3月19日	6名
花口 下石見線	3月17日	3箇所	3月17日	300m	(※2)	(※2)
	3月21日	1箇所	3月21日	1,208m	3月21日	7名
神戸ノ上 新見線	3月24日	1箇所	3月24日	1,331m	3月24日	7名

※1 施工前の工事写真は4箇所提出されていたが、そのうち1箇所については、施工後の工事写真が提出されていなかった。

※2 3月17日の上石見黒坂停車場線は途中から5名で施工し、ほか2名は同日花口下石見線の施工を行った。

(7) 県の施工ルールへの対応状況

区分	ルール（施工基準等）	対応者	対応状況
協議 指示	受注者は、書面（工事打合せ簿）を提出し協議をしなければならない。	県 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・ A社が令和7年2月28日に数量表及び図面を提示し監督員と協議。 ・ 監督員が数量表を受領。
	組織内での意思決定を経た上で、道路維持管理システムにより指示を行わなければならない。（緊急を要する場合を除く）	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員の判断で施工を決定し、組織内での意思決定を経た上での指示を行っていない。

区分	ルール（施工基準等）	対応者	対応状況										
	※日野県土整備局での実際の運用では、道路維持管理システムを利用することなく、書面により指示を行っていた。		・緊急を要する場合でなかったにもかかわらず、監督員が口頭で指示を行っていた。										
施工中の現地確認	施工中の現地確認を行うことは、監督基準に規定されていない。	県	現地確認は行っていない。										
完了報告 完了確認	道路維持管理システムに登録し報告しなければならない。 ※完了報告は以下情報を登録 ①施工日 ②写真 （施工前、施工中、施工後） ③工事概要	A社 県	・A社は監督員に令和7年3月24日に完了報告の電話をしたが、道路維持管理システムでの完了報告を登録していない。 ・県は道路維持管理システムで完了確認をしていない。										
変更設計 書決裁・ 変更契約 締結	令和7年3月25日までに①から④の事務手続を行う。 ①変更設計書起案 ②変更設計書決裁（日野県土整備局長決裁） ③変更契約にかかる支出負担行為書起案 ④支出負担行為書決裁（建設総務課長決裁）	A社 県	・日野県土整備局長が側溝清掃（無蓋）5,240mを追加した変更設計書を令和7年3月21日に決裁（変更設計書には、A社から提出された数量表を添付）。 ・変更設計書に基づき、日野県土整備局建設総務課長が変更契約に係る支出負担行為書を決裁。 ・県とA社が同月24日付で変更契約を締結。										
工事写真 の提出	工事写真は鳥取県土木工事施工管理基準に定める写真管理基準に基づき撮影し、工事完成時に提出する。 【側溝清掃の写真管理基準】 ・撮影頻度：施工日に1回 【施工前後】 ・提出：設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数 【日野県土整備局見解】 提出された工事写真で施工が確認できると判断	A社	施工日ごとに写真を撮影し、令和7年3月27日に提出。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工日</th> <th>施工前後撮影箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/17</td> <td>上石見黒坂停車場線 3箇所 花口下石見線 3箇所</td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td>新見日南線 2箇所</td> </tr> <tr> <td>3/21</td> <td>花口下石見線 1箇所</td> </tr> <tr> <td>3/24</td> <td>神戸ノ上新見線 1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	施工日	施工前後撮影箇所数	3/17	上石見黒坂停車場線 3箇所 花口下石見線 3箇所	3/19	新見日南線 2箇所	3/21	花口下石見線 1箇所	3/24	神戸ノ上新見線 1箇所
施工日	施工前後撮影箇所数												
3/17	上石見黒坂停車場線 3箇所 花口下石見線 3箇所												
3/19	新見日南線 2箇所												
3/21	花口下石見線 1箇所												
3/24	神戸ノ上新見線 1箇所												

(8) 数量総括表の数量の誤りについて

契約付属書類である数量総括表と工事設計書において、側溝清掃（無蓋）に係る数量に不一致があることが判明し、日野県土整備局に確認したところ、令和8年5月22日付第202600054935号で「数量総括表の記載ミスである。なお、このことによる最終契約額には影響はない。」という旨の報告がなされた。

第5 本件請求に対する結論

A社が施工した側溝清掃（無蓋）5,240mの工事請負代金が架空請求であり、工事請負代金の支出が違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうかについて監査した結果は以下のとおりである。

1 施工指示の有無について

令和7年2月28日にA社から監督員に提案があり双方が協議した結果、監督員が組織内での意思決定を経ることなく、A社に対し口頭で指示を行ったと日野県土整備局から説明を受けている。

なお、当該協議の記録は残されていない。

一方、施工は、同年3月17日、19日、21日及び24日に行われ、施工中の同月21日に、日野県土整備局長が、側溝清掃（無蓋）の施工を追加した変更設計書を決裁していることから、施工指示は追認されている。

2 A社が施工した事実について

施工から1年以上経過し、施工箇所は山間部のため落葉・土砂が堆積していることから、**施工した事実を現時点で確認する方法は、A社が日野県土整備局に提出した工事写真と、米子工事検査事務所の現地確認の結果以外にない。**

A社から提出があった10箇所の工事写真及び米子工事検査事務所が現地確認をした1箇所については、施工を確認することができるものの、それ以外の箇所については、施工したか又は施工していなかったかの事実を確認することはできなかった。

なお、工事写真は、鳥取県土木工事施工管理基準に基づき撮影されたものであった。一方、施工していないことを証する写真や資料は、請求人から提出されていない。

結果、側溝清掃（無蓋）の施工延長5,240mが実際に全区間に渡り施工されていたか又は施工されていなかったかを、現時点で判断することは事実上不可能であることから、工事請負代金は架空請求であるという請求人の主張を是認することはできない。

よって、県が、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金支出」を行っているとは認められず、県に損害が生じているとは言えない。

したがって、県はA社に対して返還請求若しくは損害賠償請求を行う理由がないことから、同法同項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実」があるとは言えない。

以上のことから、住民監査請求の本措置請求事項は理由がないものと判断し、棄却する。

第6 意見

監査委員としての意見を次のとおり付す。

1 指示書作成の徹底について

日野県土整備局は、監督員が口頭で側溝清掃（無蓋）の施工指示を行ったと主張している。しかし、緊急対応と認め難い指示であるにもかかわらず口頭で指示を行い、特記仕様書で定める道路維持管理システムによる指示が行われていなかった。

県内の道路関係工事において、指示書を作成していない事案が散見され、令和7年度の住民監査請求及び行政監査の報告書において、指示書作成の徹底について重ねて監査意見として付している。

については、本事案に真摯に向き合い、日野県土整備局のみならず、県内全ての道路維持工事において、改めて道路維持管理システムにより指示書を作成するよう徹底されたい。

また、緊急の場合を除き、施工前に道路維持管理システムで施工指示が行われていないものについては、施工指示がないものとみなし、当該施工は契約の対象としない旨の規定を契約に盛り込まれたい。

2 側溝清掃の施工確認の手法について

写真管理基準において側溝清掃の撮影頻度は、施工延長に関わらず『施工日に1回（施工前後）』と定められているが、施工延長に応じて実績を確認できる手法を備えることが必要と考える。

については、受注者から提出を求める写真の撮影基準の見直し（距離間隔の規定等）や動画の活用、県による現場確認（道路パトロールで視認し、道路維持管理システムで報告）など、施工判断に足り得る、かつ、効率的な手法を検討し速やかに実施されたい。

3 実施箇所と内容の精査について

5,240mの側溝清掃（無蓋）の施工について、変更設計書により日野県土整備局長の決裁を受けているが、施工指示は、決裁前に監督員の判断により口頭で行っていた。本来、施工指示前に日野県土整備局内で必要性を十分に検討すべきである。

については、施工指示に当たっては、実施箇所と内容を管轄局内で十分に精査し、決定されたい。

4 包括的民間委託の導入について

決められたルールの順守と徹底は当然のことながら、土木職員の減少、建設業の担い手不足、維持管理予算の不足など道路維持管理業務を取り巻く状況は厳しさを増しているため、業務の見直しを進めていく必要がある。

については、令和7年度の行政監査の報告書において監査意見を付したとおり、他県の例を参考に、性能発注方式により道路巡回、点検、補修など複数の業務や複数の地区を包括した「包括的民間委託」の導入などを研究されたい。

最後に、監査委員として所感を付す。

今回の住民監査請求において、側溝清掃（無蓋）に係る施工日と作業人数、数量表及び図面の受領について監査対象機関から二度の訂正があったことに加えて、最終契約額には影響がないものの、契約付属書類である数量総括表において、側溝清掃（無蓋）に係る数量の誤りが確認された。

このように情報の正確性を欠く状況では、県民に疑念を抱かれるのは当然であり、日野県土整備局は襟を正し、適正な業務遂行を徹底されたい。